

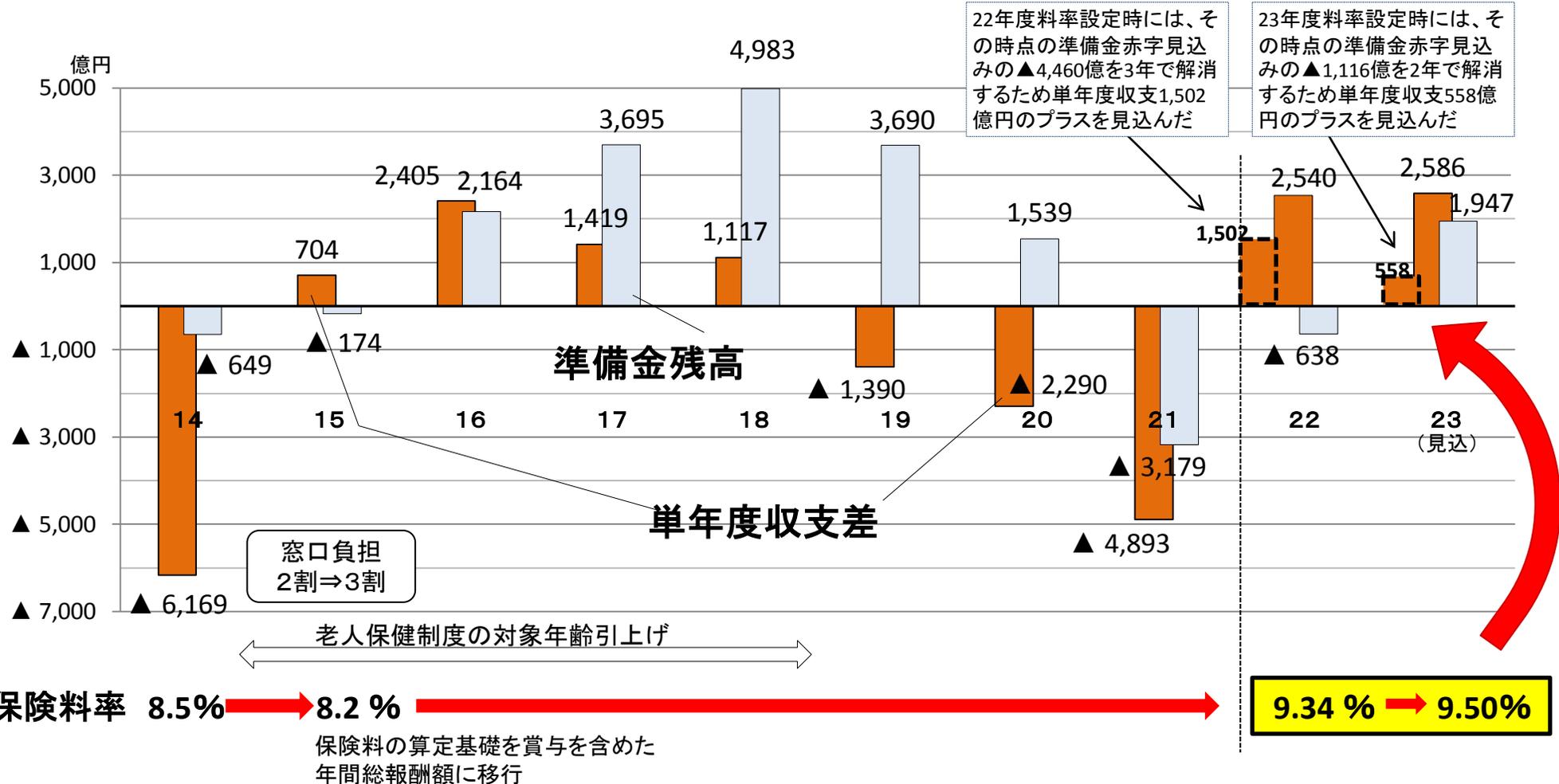
# 全国健康保険協会（協会けんぽ） の平成23年度決算について

平成24年7月



# 協会けんぽの単年度収支差と準備金残高の推移

- 19年度から単年度赤字に陥り、18年度に5,000億円あった準備金(累積黒字・赤字)は21年度末で▲3,200億円に悪化。
- この▲3,200億円の赤字は、22～24年度の3年間で解消する必要があり、単年度収支をプラスにして財政運営。
- この赤字は結果的に2カ年で解消。これは保険料率の大幅な引上げに加え、賃金の下落幅が見込んだ幅より小さかったこと等によるものであり、財政の赤字構造が好転したわけではない。



# 協会けんぽの保険料軽減のための措置(健保法等の一部改正)

※①②は平成22年7月1日施行

## 24年度までの3年間の特例措置

### ① 国庫補助割合の引上げ

13%から16.4%に引き上げ

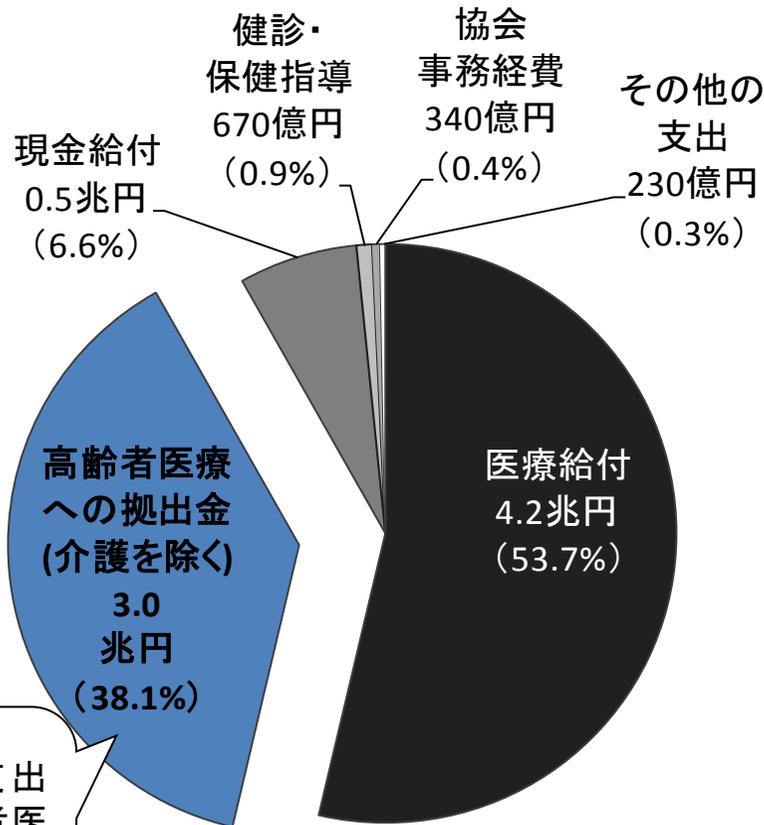
### ② 後期高齢者支援金の負担方式の見直し

{ 1/3 総報酬割  
2/3 加入者割

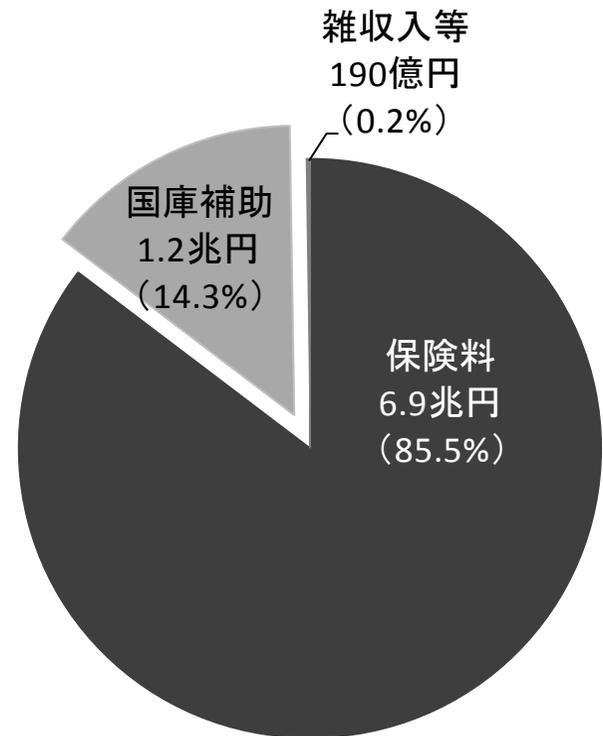
### ③ 単年度収支均衡の特例

21年度末の累積赤字額(3,200億円)について、3年間での償還を可能とする

# 協会けんぽ合算ベース収入支出の内訳 (23年度決算見込み)



支出 7兆7,992億円



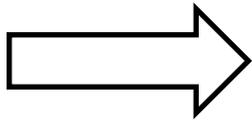
収入 8兆577億円

協会けんぽの支出の約4割が高齢者医療の負担に充てられています。

# (参考) 平成24年度の平均保険料率について

23年度保険料率

9.50%



24年度保険料率

10.00%

+0.50%引上げ

**対前年比 3,095億円の増**

【増減要因】

・標準報酬月額低下等による収入の減	+0.04%
・保険給付費の増	+0.18%
・高齢者医療に係る拠出金の増 <sup>※</sup>	+0.38%
・22年度及び23年度収支の改善	▲0.11%
・その他	+0.01%

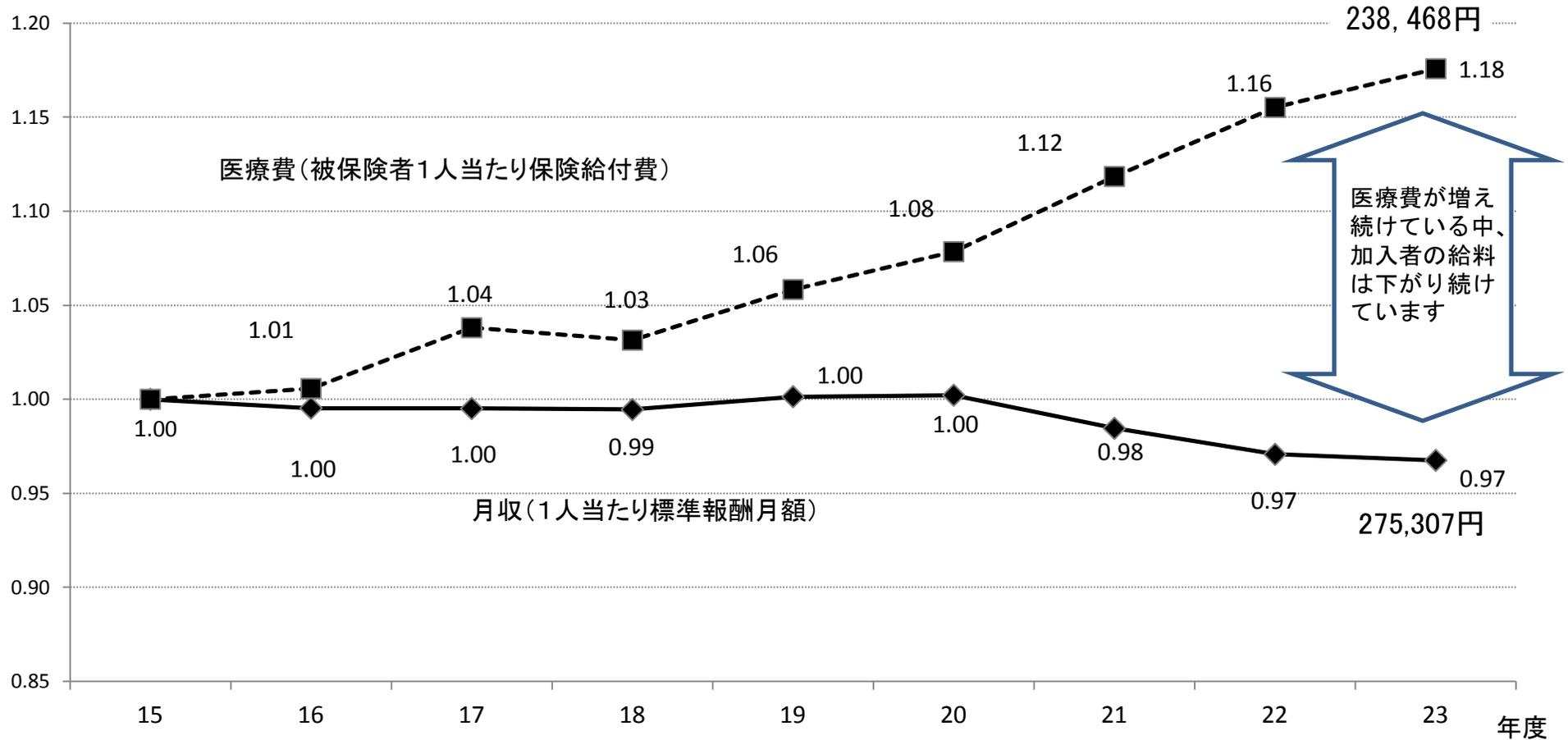
(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

○ 10.00%への引上げに係る保険料負担の影響  
(被保険者1人当たり、労使折半前)

[年額] 18,718円 (355,642円→374,360円) の負担増  
[月額] 1,560円 (29,637円→31,197円) の負担増

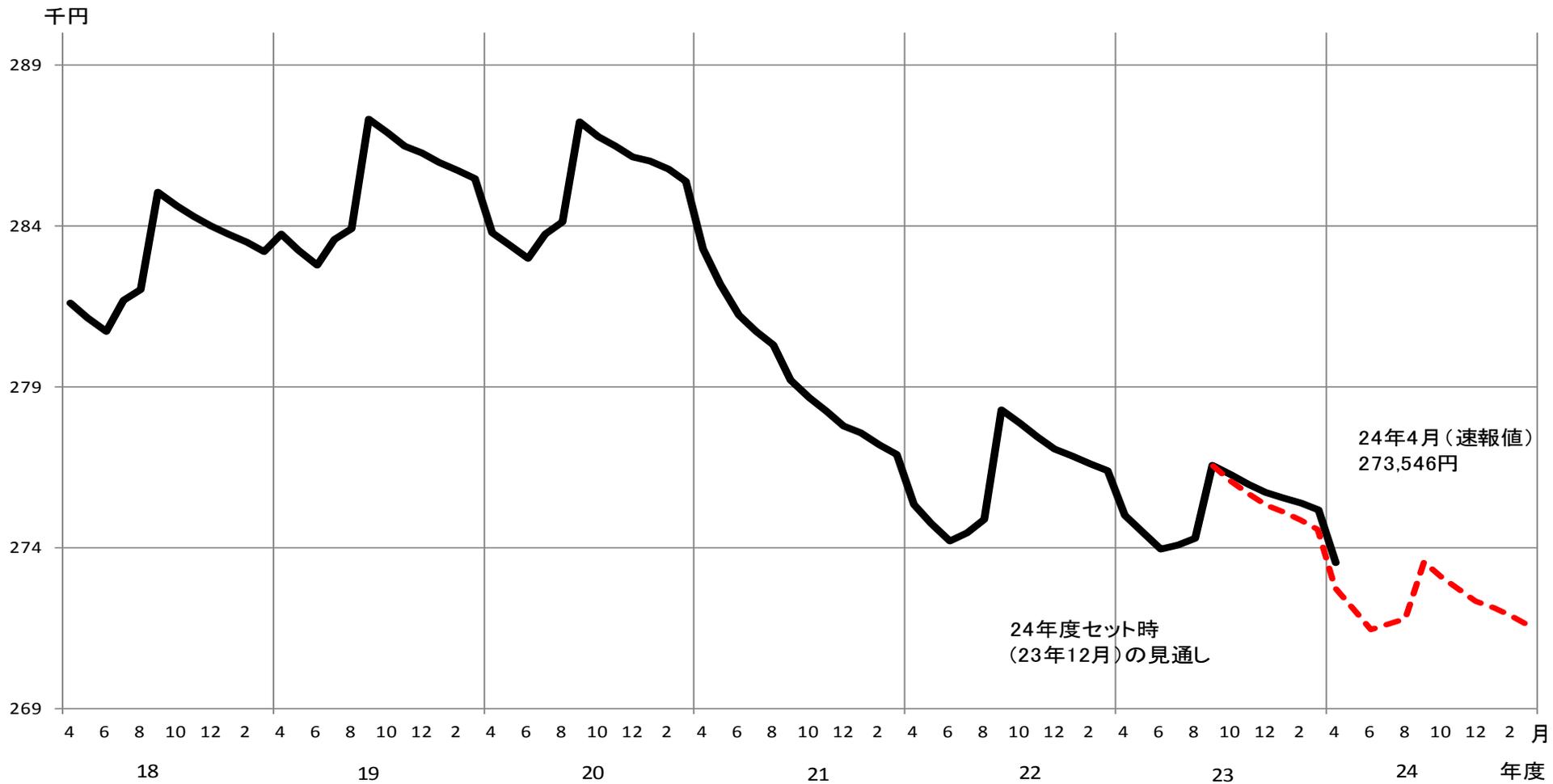
(注) 標準報酬月額を280,000円、賞与月額を年1.37月とした場合の負担を算出したもの。

# 協会けんぽの財政の動向



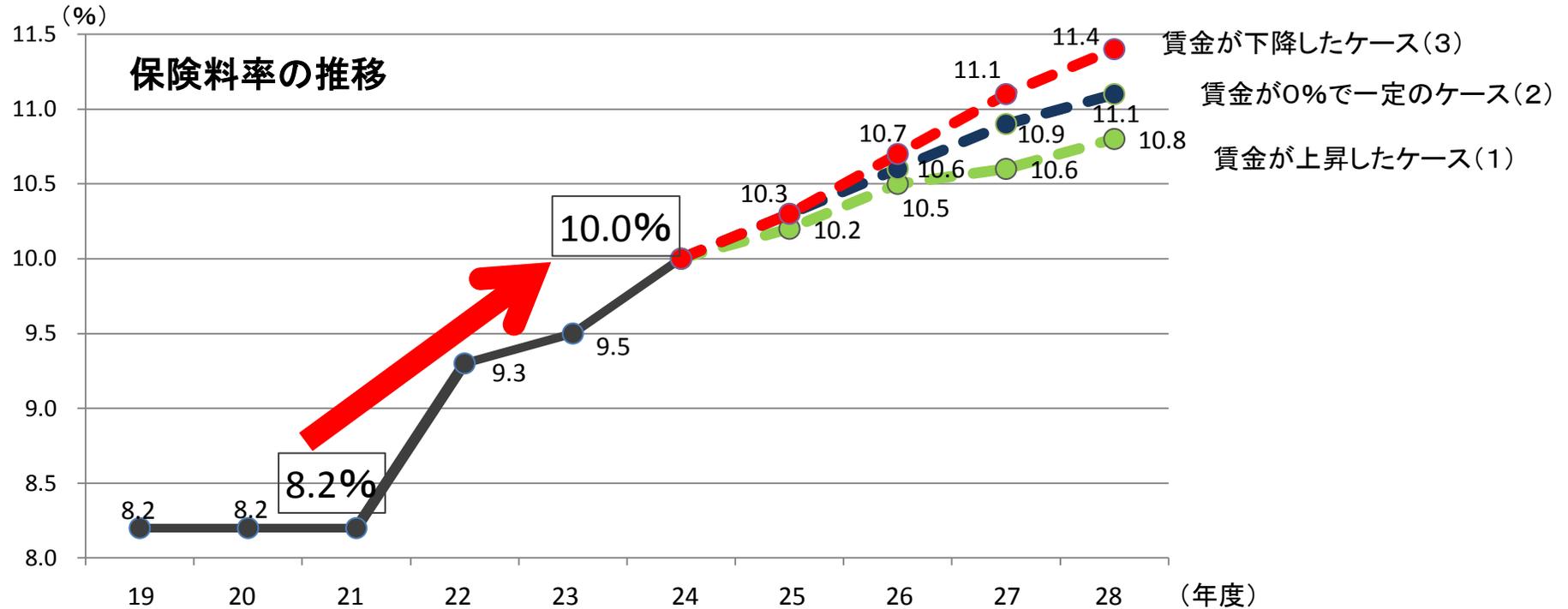
(注)数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの

# 平均標準報酬月額の実績値と推計



# 保険料率の将来見通し(～平成28年度) 24年1月試算

〔25年度以降も、国庫補助率が16.4%、後期高齢者の支援金は1/3は総報酬按分、2/3は加入者数按分とした場合〕



賃金上昇率の見通し		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
(1) 賃金が上昇したケース(経済低位ケース×0.5) 〈賃金上昇率 0.7%→0.8%→0.8%→1.05%〉	保険料率	10.2%	10.5%	10.6%	10.8%
(2) 賃金が0%で一定のケース	保険料率	10.3%	10.6%	10.9%	11.1%
(3) 賃金が下降したケース(過去10年間の平均で一定) 〈賃金上昇率▲0.6%〉	保険料率	10.3%	10.7%	11.1%	11.4%

中小企業・小規模企業の事業主・従業員、そのご家族に安心した医療を保障するために

- (1) 厳しい状況下にある中小企業・小規模企業の保険料負担の緩和
- (2) 大企業・公務員等との保険料格差の解消

このため

高齢者医療の在り方を含めた医療保険制度の抜本改革が必要。

# お願いしたい具体的な当面の措置

**1 協会けんぽへの国庫補助割合の引上げ  
(現行16.4% ⇒ 20%)**

## **2 高齢者医療制度の見直し**

- ・高齢者医療の公費負担拡充
- ・高齢者医療を支える現役世代の負担を、頭割から支払い能力に応じた負担に変更
- ・高齢者にも応分の負担(70~74歳の高齢者の窓口負担割合を1割から2割に)